お知らせ

平成28年度「じんけん標語」入賞者

「じんけん標語」に市内の小中学生から約300人の応募がありました。優秀賞は次のとおりです。

■優秀賞

【小学5年生の部】
「やめようよ。」あなたの声で　救われる
鴨庄小学校　尾松沙耶花（さやか）さん

【小学6年生の部】
LINEでの　悪口、かげ口　赤信号
前山小学校　岩崎桜歌（おうか）さん

【中学1年生の部】
君と僕　国は違えど　同じ人
氷上中学校　竹内一護（いちご）さん

【中学2年生の部】
違うのは個性　同じなのは命の重み
春日中学校　安田なな子さん

【中学3年生の部】
勇気出せ　その一言が　人救う
氷上中学校　山田瑛梨奈（えりな）さん

問氷上文化センター☎82-1064

1月26日は文化財防火デーです

現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂壁画が焼損した1月26日は「文化財防火デー」に定められています。文化財が火災などで失われないよう、消防本部では、文化財（建物）の立入検査により防火指導を実施しています。文化財の周囲では火気の使用は原則禁止です。文化財を地域で協力して、火災などの災害から守りましょう。

問予防課（消防本部内）☎72-2255

農地の貸し借りをするみなさまへ

農地の貸借の手続き（利用権設定）回数を年4回から毎月1回に変更しました。利用権設定をする場合は、農業振興課・各支所に備え付けの「農用地利用権設定申出書」を作成し、農業振興課・各支所・地元農会長まで提出してください。農地の賃借料は、下記の「丹波市賃借料情報」を参考にしてください。※貸し借りの始期は毎月1日です。始期の2ヶ月前までに申出書を提出してください。

問農業振興課（春日庁舎内）☎74-1465

募集

まごころ市長室開催

市長が直接市政に関するご意見などをお聴きします。

■とき／2月28日（火）午後1時～（一人30分）

■ところ／市役所応接室

■定員／6人※先着順

■申込方法／市役所、各支所に備え付けの申込用紙を提出してください。

■申込期間／2月1日（水）～15日（水）午後5時

申問総合政策課（氷上庁舎内）☎82-0916

ひょうご多子世帯保育料軽減制度

認定こども園などに通う第2子以降のお子さんの保育料の一部を助成します。

■助成対象／次の①～②すべての要件を満たす世帯①2番目以降のお子さんが認定こども園などを利用中②次の所得要件を満たす世帯

■所得要件／市町民税所得割額が169,000円未満の世帯。助成の判断は4月から8月は平成27年度、9月から3月は平成28年度で判定します。第2子・第3子で保育料が半額・無料になっている世帯は対象外。※一部例外あり。

■助成金額／月額5,000円を超える保育料に対して①第2子の3歳未満児には月額4,500円、3歳以上児は月額3,000円②第3子以降の3歳未満児は月額5,500円、3歳以上児は月額4,000円を限度に助成します。

■申請方法／該当者には、1月下旬に通知します。申請書を保育所利用の方は子育て支援課・各支所へ、認定こども園・小規模保育事業所利用の方は各施設へ提出してください。

■申請期限／2月28日（火）

申問子育て支援課（山南庁舎内）☎70-0813

丹波市新いきいき定住促進住宅補助金事業認定申請

U・Iターン、新たに2世帯同居をするために住宅を新築・購入・改修する費用の一部を補助しています。補助を受ける場合は、対象事業の認定を受ける必要があります。平成29年3月31日までに事業認定申請をしてください。事業完了後に行う補助金交付申請は、平成30年3月31日が期限です。

申問住まいづくり課（春日庁舎内）☎88-5039

丹波市ホームページバナー広告募集

平成29年4月から平成30年3月までの期間、市ホームページのトップページにバナー広告を掲載する事業者を募集しています。

■募集枠／12枠

■募集期限／平成29年2月24日（金）

■アクセス数実績／約1,500件／日（平成28年4月～12月）

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

申問総合政策課（氷上庁舎内）☎82-0916

丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画策定委員募集

配偶者等からの暴力対策基本計画の改定について審議する委員を募集します。

■資格／20歳以上（平成29年4月1日時点）で市に住民登録があり、昼間の会議に出席できる方※市議会議員、市職員を除く。

■定員／2人以内

■任期／平成29年5月1日～平成30年3月31日

■申込方法／応募用紙と800字程度の応募動機を任意の用紙に記入して提出してください。

■申込期間／2月1日（水）～2月24日（金）

申問社会福祉課（春日庁舎内）☎74-1130

丹波市農地の賃借料情報

問農業委員会事務局（春日庁舎内）☎74-1504

市内の各地域の、農地の賃借料をお知らせします。

平成28年1月から12月までに利用権設定により締結（告示）された10アールあたりの賃借料の平均は次のとおりです。

■賃借料の平均額

地域	田（水稲）	畑（普通畑）	設定率
柏原地域	4,500円	―	15.4%
氷上地域	5,400円	―	33.6%
青垣地域	4,500円	5,200円	42.1%
春日地域	5,400円	4,800円	16.0%
山南地域	4,100円	6,800円	45.5%
市島地域	4,500円	―	24.0%
（参考）丹波市全体	4,800円	6,100円	29.3%

※平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※設定率は、利用権設定された農地のうち、賃借によるものの比率です。

がれきの搬入について

問環境整備課（丹波市クリーンセンター）☎78-9999

自力で小屋などを解体し、発生するコンクリート・レンガ・瓦・ブロックなどのがれき類を市の最終処分場へ搬入する場合は、申請が必要です。

業者の施工により発生した建築廃材などは、産業廃棄物です。産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

■がれき搬入手順

①申請／がれきの搬入は申請書の提出が必要です。解体作業の7日前までに環境整備課または、各支所へ申請してください。

②確認／解体作業中に現地を市職員が確認します。

③許可／一般廃棄物と確認できた場合に搬入許可証を交付します。

④搬入／指定された日時・場所に許可証を持参し、搬入してください。

■持込手数料／10kgごとに150円

※搬入許可証を持参せずに、直接施設へ搬入したり、解体作業終了後に申請しても受け入れできません。

※古い建築物は、スレートなど有害な物質を含んだ建材が使われている場合があります。個人での解体は危険が伴いますので、業者に依頼してください。